

第 1 回統計基準部会 結果概要

1 日 時：平成 21 年 4 月 15 日(水) 16:00~17:50

2 場 所：総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 舟岡 史雄、野村 浩二

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行

(事 務 局) 内閣府：乾統計委員会担当室長

総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、

須藤アドバイザー(統計センター)

4 議 題：

(1) 統計基準部会の進め方について

(2) 日本標準職業分類の統計基準としての設定について

(3) 職業分類のあり方(一般原則)について

(4) その他

5 審議の概要：

始めに、大守部会長が舟岡委員を部会長代理に指名した。

その後、事務局から平成 21 年 4 月 13 日(月)の第 21 回統計委員会において諮問された「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」の内容について説明を行った。

(1) 統計基準部会の進め方について

事務局から、部会長の指示のもとに作成した論点メモ及び審議日程(案)に基づき説明を行った。論点とすべき内容については了解されたが、審議日程(案)については、第 4 回及び第 5 回で審議する大分類項目について、分類項目ごとの分量を考慮して、議題を組み替えることとなった。

(2) 日本標準職業分類の統計基準としての設定について

事務局から説明を行い、日本標準職業分類を統計基準として設定することについては了解された。

(3) 職業分類のあり方(一般原則)について

事務局から日本標準職業分類の一般原則について説明を行ったのち、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

職業分類の適用単位について、個人を単位とするのか、あるいは仕事を単位とするのかについては、概念上の整理をしてはどうか。

職業紹介における職業の考え方も、日本標準職業分類の一般原則の設定案の記載とほぼ同じであり、これを職業紹介に当てはめたとしても特段の問題はないと考えられる。

一般原則の設定案の第一項の記載ぶりはやや大括りではないかという印象もあるため、各国の職業分類の一般原則も参考にしながら、もう少し踏み込んだ記載ができないかを検討してはどうか。

事務局には、比較の材料とするために、各国の職業分類とその一般原則について資料として整理していただきたい。

(4) その他

その他として、自由に発言がされた。その主な発言等は、以下のとおりである。

今回の日本標準職業分類案についても、大分類項目レベルなどできるだけ国際標準職業分類（以下、「ISCO」という）と合わせるように努めたが、中分類項目や小分類項目レベルでは合わせる事が困難なものも多い。

各国の職業分類も国情に応じて設定されており ISCO と異なっても構わないのではないかと。例えば、EUROSTAT が設定する職業分類は ISCO に準拠しており、イギリスなどこれに倣う国がある一方、アメリカやカナダなど職業紹介のための分類をモデルとして設定している国では、ISCO と全く違う分類を使用している。

ISCO で分類でのスキルの実体は教育水準である。このような考え方は、職業に係る知識を教育機関で得るという欧米では適当であるものの、日本のように職業の現場で経験から知識を得ることが多い国には必ずしもそぐわないと考えられる。

日本標準職業分類の現行と設定案の分類項目について、両者間での接続の状況を整理しておくことも必要ではないか。

産業連関表の附帯表における雇用マトリックスを検討材料とすることも有用ではないか。

まとめとして、現行分類との接続可能性、国際分類への変換可能性の整理が必要、今回改正の考え方を、その背景、ISCO との関係、仕事・職業・個人概念、などの観点から整理することが必要、日本では教育水準を職業分類に適用することは現実的でない。

今回の部会は、4月30日(木)14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>